

羽村市告示第 146 号

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市学童クラブ条例の一部を改正する条例

羽村市立公園条例の一部を改正する条例

羽村市動物公園条例の一部を改正する条例

羽村市下水道条例の一部を改正する条例

羽村市水上公園条例を廃止する条例

を公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

羽 村 市 長

橋 本 弘 山

羽村市条例第 25 号

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 26 号

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 27 号

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び羽村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 28 号

羽村市学童クラブ条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 29 号

羽村市立公園条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 30 号

羽村市動物公園条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 31 号

羽村市下水道条例の一部を改正する条例

羽村市条例第 32 号

羽村市水上公園条例を廃止する条例

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けること

ができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」を「場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」とする」を「とする」に改める。

付則第3条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に改める。

(羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 羽村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条・」を「第51条一」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業 児童福祉法」を「満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法」に、「小規模保育事業を」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）を」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」を「選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「及び第３項」を削り、「選考方法」を「選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第２２条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ

(イ) 中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ) 中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高

いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「（利用定員の遵守）」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、

第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵

守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3

歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
羽村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

(羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 羽村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(羽村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 羽村市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等

が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

羽村市学童クラブ条例の一部を改正する条例

羽村市学童クラブ条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表第1 富士見学童クラブの項を削り、同表に次のように加える。

富士見小学校第二学童クラブ	羽村市五ノ神4丁目9番地5
---------------	---------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の羽村市学童クラブ条例別表第1に規定する富士見小学校第二学童クラブの入所の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

羽村市立公園条例の一部を改正する条例

羽村市立公園条例（平成１２年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第８条及び第２４条関係）

有料施設使用料

施設区分		時間 単位	使用時間	使用料	
				市民等	市民等以外
野球場 ソフトボール 場	１面	２時間	午前６時から午前８時まで	１，０００円	２，０００円
			午前８時から午前１０時まで		
			午前１０時から正午まで		
			正午から午後２時まで		
			午後２時から午後４時まで		
			午後４時から午後６時まで		
		３時間	午後６時から午後９時まで	１，５００円	３，０００円
庭球場	１面	２時間	午前６時から午前８時まで	８００円	１，６００円

			午前 8 時から午前 10 時まで			
			午前 10 時から正午まで			
			正午から午後 2 時まで			
			午後 2 時から午後 4 時まで			
			午後 4 時から午後 6 時まで			
		3 時間	午後 6 時から午後 9 時まで	1, 200 円	2, 400 円	
陸上競技場 サッカー場	1 面	4 時間	午前 8 時から正午まで	3, 000 円	6, 000 円	
			正午から午後 4 時まで			
		2 時間	前記以外の時間	2, 000 円	4, 000 円	
富士見公園 クラ	第 1 ミーティング ルーム	1 部屋	3 時間	午前 9 時から正午まで	600 円	1, 200 円
			4 時間	午後 1 時から午後 5 時まで	800 円	1, 600 円
			3 時間	午後 6 時から午後 9 時まで	1, 000 円	2, 000 円

ブ ハ ウ ス			全日	午前9時から午後9時まで	2,000円	4,000円
	第2ミー ティング ルーム	1部 屋	3時間	午前9時から正午まで	400円	800円
			4時間	午後1時から午後5時まで	600円	1,200円
			3時間	午後6時から午後9時まで	800円	1,600円
			全日	午前9時から午後9時まで	1,600円	3,200円
堰 下 レ ク リ エ ー シ ョ ン 広 場	芝生広場	1面	6時間	午前6時から正午まで	2,000円	2,000円
				正午から午後6時まで		
			全日	午前6時から午後6時まで	4,000円	4,000円
	テントサイト	1張	全日	午前10時から翌朝午前10時まで	1,000円	1,000円
	第1営火場（直径10メートル）	1箇所	全日	午前6時から午後10時まで	1,000円	1,000円
	第2営火場（直径					

	15メートル)					
	第3営火場（直径12メートル）					
	貸切使用	1回			2,500円	2,500円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 2 使用料の一部を免除する場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 この表において「市民等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する学校に在学する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 前3号のいずれかに該当する者が構成員の半数以上を占める団体
- 4 この表において「市民等以外」とは、前項に規定するもの以外のものをいう。

別表第3（第8条及び第24条関係）

夜間照明使用料

種別	使用料（市民等）	使用料（市民等以外）
陸上競技場	1時間につき	1時間につき
	1面 1,600円	1面 3,200円
ソフトボール場	1時間につき	1時間につき
	1面 1,600円	1面 3,200円

野球場	1 時間につき 1 面 3, 6 0 0 円	1 時間につき 1 面 7, 2 0 0 円
庭球場	1 時間につき 1 面 6 0 0 円	1 時間につき 1 面 1, 2 0 0 円

備考 この表において「市民等」及び「市民等以外」とは、別表第2備考第3項及び第4項に規定するものをいう。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽村市立公園条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に羽村市立公園条例第7条第1項（同条例第30条により読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による使用の承認を受ける者に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に同項の規定による使用の承認を受けた者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

羽村市動物公園条例の一部を改正する条例

羽村市動物公園条例（令和５年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第６条及び第３４条関係）

単位	区分	入園料の額
１回の入園につき	１８歳以下の者	無料
	１９歳以上の者	５００円
１年間の入園につき	１９歳以上の者	２，０００円
	市内に住所を有する６５歳以上の者	１，０００円

別表第２（第１７条及び第３４条関係）

単位	区分	使用料の額	
		平日	土曜日・日曜日・休日
１回の駐車につき	道路交通法第３条に規定する大型自動車及び中型自動車	１，２００円	１，８００円
	道路交通法第３条に規定する準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車	４００円	６００円

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽村市動物公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に羽村市動物公園条例第6条第1項（同条例第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により納付する入園料又は利用料金の額について適用し、施行日前に同項の規定により納付した入園料又は利用料金の額については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2の規定は、施行日以後に羽村市動物公園条例第17条第1項（同条例第34条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により納付する使用料又は利用料金の額について適用し、施行日前に同項の規定により納付した使用料又は利用料金の額については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に羽村市動物公園条例第7条第1項の規定により発行された個人定期券の効力については、なお従前の例による。

羽村市下水道条例の一部を改正する条例

羽村市下水道条例（昭和53年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第10条の2」に改める。

第2条の2中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

第8条の見出しを「（指定下水道工事店の指定）」に改め、同条第1項中「工事店」の次に「（以下「指定下水道工事店」という。）」を加え、同条第2項中「前項本文の指定」を「前2項に規定するもののほか、第1項本文の指定及び前項の指定の更新」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項本文の指定の有効期間は、当該指定の日から5年を超えない範囲内において規程で定める。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き指定下水道工事店としての指定を受けようとする者は、指定の更新を受けなければならない。

第8条の2を次のように改める。

（責任技術者の選任等）

第8条の2 指定下水道工事店は、次条第1項の登録を受けている者のうちから、排水設備の新設等の工事を行う営業所（以下「営業所」という。）ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任しなければならない。ただし、東京都内における他の営業所について兼任することを妨げない。

- 2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - （1） 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理
 - （2） 排水設備の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
 - （3） 排水設備の新設等の工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
 - （4） 第9条第1項の検査の立会い
- 3 排水設備の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（責任技術者の登録）

第8条の3 下水道事業管理者は、排水設備の新設等の工事の適正な施行のために必

要な知識及び技能を有する者を責任技術者として登録を行う。

- 2 前項の登録の有効期間は、規程で定める。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き責任技術者としての登録を受けようとする者は、登録の更新を受けなければならない。
- 4 排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理について、東京都下水道事業管理者の登録を受けた者は、第1項の登録を受けた者とみなす。
- 5 前3項に規定するもののほか、第1項の登録及び第3項の登録の更新に関し、資格、申請その他必要な事項は、規程で定める。

第3章中第10条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第10条の2 下水道事業管理者は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める手数料を申請の際徴収する。ただし、下水道事業管理者が特別の理由があると認めたときは、申請後徴収することができる。

- (1) 第4条第1項の確認 1件につき1,000円
- (2) 第8条第1項本文の指定 1件につき10,000円
- (3) 第8条第3項の指定の更新 1件につき5,000円
- (4) 第8条の3第1項の登録 1件につき3,000円
- (5) 第8条の3第3項の登録の更新 1件につき3,000円
- (6) 第9条第1項の検査 1件につき1,000円

- 2 既納の手数は、還付しない。ただし、下水道事業管理者が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

第18条第2項中「440円」を「560円」に、「182円」を「231円」に改める。

第24条の見出しを「(使用料等の減免)」に改め、同条中「認める」を「認めた」に改め、「使用料」の次に「又は手数料」を加える。

第29条第1項第2号中「第8条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「使用料」の次に「又は手数料」を加える。

別表一般汚水の項従量使用料の欄中「84円」を「102円」に、「98円」を「119円」に、「112円」を「136円」に、「140円」を「171円」に、「176円」を「215円」に、「218円」を「266円」に、「244円」を「298円」に、「296円」を「362円」に改め、同表浴場汚水の項従量使用料

の欄中「１６円」を「２０円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条の２の改正規定は、下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽村市下水道条例（以下「新条例」という。）第１８条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から施行日以後に継続して使用する下水道使用者の施行日以後の新条例第１８条及び別表の規定に基づき最初に算定する使用料は、使用水量を日々均等に使用したものとして算定する。
- 4 新条例第１０条の２及び第２４条（手数料に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

羽村市水上公園条例を廃止する条例

羽村市水上公園条例（平成１７年条例第２７号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。